

●香川県公告第三百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年五月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第六百三十二号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社マルナカ長尾店 さぬき市長尾西八三三番一ほか

三 法第八条第一項の規定によりさぬき市から聴取した意見の概要

夜間営業時間を延長することにより、若者の溜まり場等になる恐れがあるので、周辺の住民等に迷惑がかかるないよう管理・防犯面での対策をお願いしたい。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市産業経済部商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年五月十七日（火曜日）から同年六月十七日（金曜日）まで